明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務四四八）　一
○特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第二十二条第三項の規定に基づき、漁獲成績報告書の様式を定める件の一部を改正する件（農林水産二五三六）　二
○肥料の登録の有効期間を更新した件（同二五三七）　三
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、税理士証票無効・登録抹消、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　四

告示

○総務省告示第四百四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）第八条第一項の規定により読み替えて適用される政治資金規正法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年十二月二十日

総務大臣　山本　早苗

政党又は政治団体の名称	異動事項	各支部の届出事項			
		（異動のあった支部の名称）	（異動事項）	（新）	（旧）
社会民主党	届出年月日				
	二八、二、二九	社会民主党秋田県大館支部	主たる活動区域	秋田県大館市、北秋田市	秋田県大館市
		社会民主党栃木県第五区支部連合	主たる事務所の所在地	栃木県栃木市川原田町一六五四―九	栃木県栃木市柳橋町一七―一〇
		社会民主党大阪府第3区支部連合	主たる事務所の所在地	大阪府大阪市北区天神橋三―九―二七	大阪府大阪市住吉区我孫子西一―一六―一一
		社会民主党大阪府第15区支部連合	主たる事務所の所在地	大阪府大阪狭山市西山台四―二―九	大阪府大阪狭山市大野台六―一七―五
		社会民主党兵庫県第6支部連合	主たる事務所の所在地	兵庫県宝塚市平井一―六―七	兵庫県川西市荻原台東一―二七五―三
			新	旧	
		支部の数	四〇	三九	届出年月日
自由党					二八、二、二六
		（設立された支部の名称）	（主たる事務所の所在地）	（主たる活動区域）	（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）
		生活の党と山本太郎となかまたち長崎県総支部連合会	長崎県佐世保市俵町一―一四	長崎県	○
		異動事項	新	旧	届出年月日
		支部の数	四一	四〇	二八、四、八
		（設立された支部の名称）	（主たる事務所の所在地）	（主たる活動区域）	（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）
		生活の党と山本太郎となかまたち参議院比例区第7総支部	東京都北区王子一―六―七	全国	○

地方公共団体

解散命令、教育職員免許状失効、無縁墳墓等改葬関係

会社その他

会社決算公告